

請地だより

— 第57号 —

令和7年8月発行

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6
TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

- ホームページURL
<http://takasaki-law.gr.jp/>
- メールアドレス
office@takasaki-law.gr.jp

残暑御見舞申し上げます

本年の上半期を振り返ると、ウクライナやガザでの停戦は実現せず、アメリカの関税問題やイラン対応が予断を許さない状況となりました。これらに伴い、アメリカへの輸出品に携わる企業は不確実性に曝され、株価や原油価格の急激な変動も生じました。上半期以降の話ですが、参議院選挙や、トランプ大統領と蜜月関係を築いていたマスク氏の決別も

記憶に新しいところです。このように、大きな変化が短期間で生じるようになった今日、弊事務所においても、契約書精査にAIを導入したり、職場環境のデジタル化を進めるなど、クライアントの皆様のニーズにさらに応えられるよう対応を進めてまいりました。もともと、イノベーションの導入に関しては改善の余地が大いにあると考えておりますの



弁護士
長井 友之

弁護士
田島 慎太郎

弁護士
清水 俊昌

弁護士
飯野 豪

弁護士
栗原 秀和

弁護士
並木 駿介

弁護士
松野 弘輝

弁護士
中川 原良樹

事務局
武井 智子

広木 朋子

堀内 敦子

藤橋 こずえ
吉田 眞樹子
宮前 香保

で、引き続き検討を進めてまいり
所存です。

さて、弊事務所における変化につ
いて申し上げます。約一年間にわ
たつて在籍してきた佐藤弁護士が独
立開業のために退所することとなり
ました。佐藤弁護士は、その穏やか
なお人柄で、クライアントはもちろ
ん、相手方さえも懐に引き入れ、合
理的な落とし所に帰着させることを
得意としておりました。佐藤弁護
士でなければ和解に至れなかった案件
もあったはずですが、本稿の検討にあ
たって改めて振り返ると、仕事柄シ
ビアな空気が漂いやすい弊事務所
においても、職場の雰囲気や和らげて
くれる佐藤弁護士に救われていたこ
とを実感します。佐藤弁護士は生活
拠点からは近い場所で「よの法律
事務所」を開業しましたが、弊事務
所としてもこの挑戦を心から応援す
る所存です。

佐藤弁護士の抜けた穴は小さくあ
りませんが、佐藤弁護士との連携は
今後も継続します。弊事務所として
も、スタッフ一丸となってさらに研
鑽を積み、より一層クライアントの
皆様に寄り沿ったサービスを提供し
てまいります。皆様におかれまして
は、引き続きご指導ご鞭撻のほどよ
ろしくお願い申し上げます。

弁護士 飯野 豪

残暑お見舞い申し上げます！



長井 友之

この春から、季節の花ばなを育てています。花の選択や育て方は先輩に任せきりなので、花の性質はおろか花の名前さえ分かりません。ただ、日の出過ぎに始める水やりが何よりの楽しい日課です。花ばなの元気な姿を見ると安心します。色艶が悪いと心配で、適当な口実を見つければ事務所を抜け出し、花の様子を見に帰宅しています。この私が、花壇造りが楽しみになるとは自分ながら驚いています。不思議ですね。

田島慎太郎

海釣りを愛する私ですが、六月及び七月の二か月間の釣行は僅か三回でした。理由は単純に仕事等が忙し過ぎたためです。群馬弁護士会の副会長の任期が終われば時間ができてたくさん釣りができるはず、という甘い目論見は見事に崩れ去りました。昨年からはじめた焼鳥と鮮魚のお店は釣り物鮮魚の提供を維持できていますが、それは私ではなく共同経営者（釣りの師匠）の釣果が順調なためです。私も何とか仕事を落着けて釣りに時間を割きたいです。

清水 俊昌

昨年ゴルフを再開し、一年以上が経過しました。ゴルフそのものを楽しんでいるのはもちろんのことですが、この頃は、それ以上にゴルフを通じたコミュニケーションもまた良いものだと感じます。ゴルフの新たな楽しみ方を発見できました（なお、スコアは「推して知るべし」です）。

飯野 豪

大勢を魅了するような美技はなく、得点やアシスト等の分かりやすい成績では評価されません。新監督の好むプレースタイルではなく、出場時間も少なくなりました。それでもなお、腐らずに準備を整え、出場すれば粛々と求められた役割をこなす。そのような遠藤航選手の活躍に毎週刺激を受けていました。今季も影ながら応援してまいります。

栗原 秀和

ゲノム分析の急速な発展により、考古学上の発見が相次いでいます。一言でいえば、太古の人間の営みは、想像よりもはるかに多様でした。世界各地で絶え間なく発生する戦争を思うと、「人間の進化は直線的なものではなかった。人間は多様な選択肢を持っていた。」という事実は、勇気を与えてくれます。

並木 駿介

先日、娘が幼稚園で書いた絵や短冊が飾られているというので久しぶりに前橋七夕祭りに行ったのですが、普段の閑散とした人通りからは想像もつかない賑わいでした。目当てのエリアにたどり着くまでの道中で、落書き煎餅、ヨーヨー、かき氷、唐揚げ、チョコバナナと大盤振る舞いさせられました。いい思い出になりました。

松野 弘輝

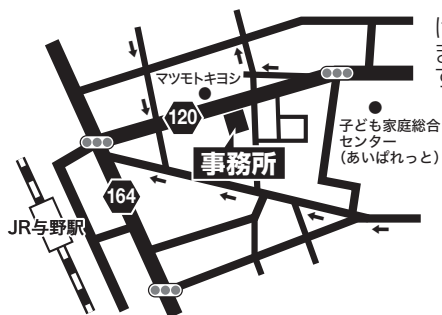
この度、第一子が生まれまして、家族が増えました。なんでこんなにかわいいのかよ、という歌のタイトルとは一親等異なりますが、毎日毎日、顔を見てはかわいいと思い、写真や動画を見てはかわいいと思いつつ過ごしています。それと同時に、これまで以上に、家族を守らなければならぬという責任を感じております。今後、一層業務に励んで参りますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

中川原良樹

厳しい暑さが続いています。甘党の私は、毎晩のアイスを楽しみにして何とか乗り切っています。出かけた先でもアイスを見つけたら、つい手が伸びてしまします。お気に入りの、道の駅甘楽の「桑茶ソフトクリーム」です。爽やかな桑茶の味わいが夏にピッタリです。ぜひお試しください。

退職及び事務所開設のご挨拶

弁護士 佐藤 亮



よの法律事務所

— YONO LAW OFFICE —

〒330-0071

埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-15-10

新川屋ビル2階

TEL. 048-714-5107

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、たかさき法律事務所を円満に退所し、令和七年七月七日より、埼玉県さいたま市にて、「よの法律事務所」を設立・開業させていただくこととなりました。このような挑戦の機会をいただけたのも、皆様のご厚情とご支援によるものであり、深く感謝申し上げます。

顧みれば、平成二六年にたかさき法律事務所に入所してから約一年間、皆様の抱える問題の解決のために、皆様と共に、日々奮闘して参りました。今後は皆様の傍らでご助力することは少なくなると思われ、後ろ髪引かれる思いですが、皆様への恩返しのため、新天地において全力で業務に精進して参ります。

今後、たかさき法律事務所と私との間の協力・友好関係は変わることなく、共同して事件を受任することもあろうかと存じます。つきましては、今後とも、変わらぬご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

皆様からのご相談等につきましては、引き続き、たかさき法律事務所の各弁護士がご助言・ご助力申し上げますので、ご遠慮なく、ご連絡いただきたく存じます。

まずは略儀ながら書中にてご挨拶申し上げます。